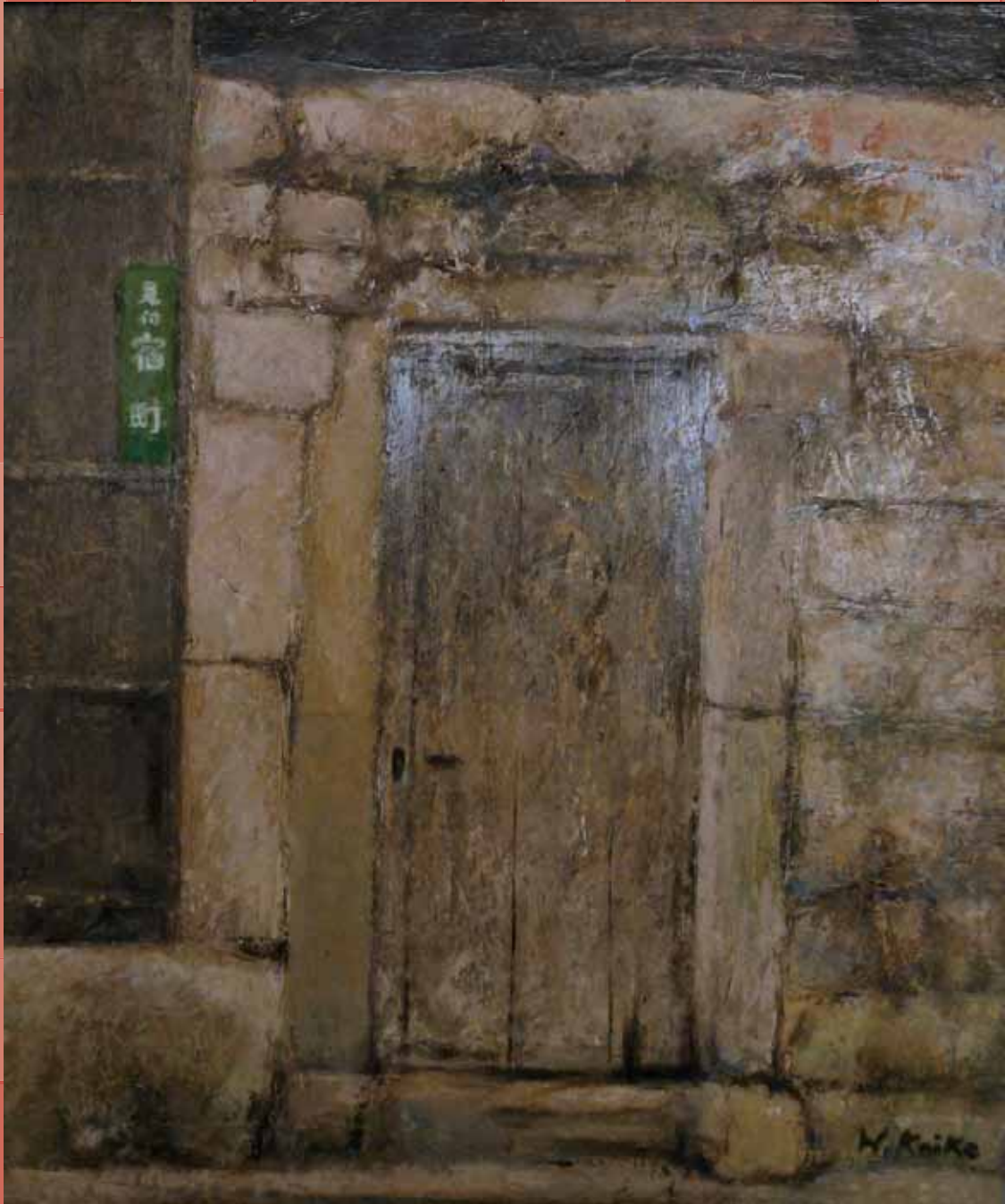


行政書士しずおか

No.277

2014年秋号



- ・行政懇談会開催
- ・官庁訪問（島田支部）
- ・委員会・作業部会活動報告



静岡県行政書士会

平成26年度行政懇談会開催

会場 ホテルセンチュリー静岡 4 階「クリスタルルーム」

平成26年 9 月25日当会の顧問県議会議員をお招きして、24回目の行政懇談会を実施しました。岸本会長の基調講演「改正行政書士法&改正行政不服審査法&改正行政手続法」の後、各分科会に於いて活発な意見交換を行いました。

行政懇談会の大きな成果の一つとしては、第 5 分科会が昨年、一昨年のテーマとした“知的資産経営報告書を活用した中小・零細企業を積極的に支援するための条例化”が、県議会議員の皆様のご尽力により“自らの知的資産を活用”することを盛り込んだ「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」が本年 2 月に本会議に於いて可決され、3 月28日に公布されました。

本年は、この理念条例に基づく“中小・零細企業に対する具体的な支援策”を実現させるための仕組みについて、さらに推し進めた提案をしました。



7つの分科会が22テーマについて意見交換し、分科会の結びとして、各座長より分科会に於けるテーマの説明と県議会議員の皆様からテーマについて頂いた回答等の報告を行いました。

CONTENTS



題名「見付宿」F 8号

小さいので我が家の玄関にしばらく掛けて置いた時。来客へ女房の声「おとうさんの絵はいつも壁（かべー）戸（とー）だよー」。なるほど反省してみれば、画材にしているのは壁面が多いようだ。

東海道見付宿には歴史を感じさせる建物は数多い。が、歩き回って描いたのがこれ1枚。

作者 小池晴伸（西遠支部）

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告	2
新入会員特別研修会	11
法令遵守、品位保持について	12
私が目指す行政書士像	15
平成26年度行政懇談会	16
専門家派遣制度について	19
中小企業支援委員会 松島正幸	
投 稿	
老兵は死なず、ただ消え去るのみ 富士宮支部 保坂 昭秀	21
戦争と野球 静岡支部 佐藤 吉男	22
替え歌 二篇 静岡支部 高桐 正雄	23
世界遺産 富士山満喫の旅 静岡支部 山本 隆	24
官庁訪問（島田支部）	26
コスモス静岡第3期定時総会	27
三島支部の『広報月間』への取り組みについて	27
掲 示 板	28
会員の動静	29
会議議事内容	35
会 務 録	41
Living room「ロクジュウカラ」	45
会長 岸本 敏和	
つぶやき・編集後記	46

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告

進捗状況報告

平成26年9月19日開催の理事会に於いて、委員会、グループ、プロジェクトチームの委員長、キャプテン、チーフから担当業務進捗状況の報告がなされましたので掲載いたします。

業務拡充開発部門

代理権開発PT チーフ 若杉利枝

会員への代理権講習会は平成27年1月15日(木)予定。周知啓発は上記の講習会計画と昨年の講習会アンケート結果について既に広報誌掲載及びホームページに開示等対応。今後とも状況に応じて対応する。「生保、損保」等に対する代理権行使に関し日行連協力要請については既に要請文を7月開催本会理事会に対して上程済み現在は対応待ち。代理権行使の為の委任状及び委任契約書の書式の統一化については会員に提示できるよう現在検討中。金融機関、会員に対する相談窓口設置については他業務部との合同会議開催を現在検討中。職印証明書発行時の個人の印鑑証明書撤廃については実現した。

住宅防音事業開発PT チーフ 今井敦史

- ・住宅防音事業関連業務についての情報交換
 - ・浜松飛行場に係わる住宅防音事業業務受託の研究
 - ・研修会の内容検討及び開催の準備
- ①西部地区 平成27年2月13日 あいホール（浜松）
②東中部地区 平成27年3月6日 シズウェル（静岡）

6次産業化開発PT チーフ 佐田雅彦

- ① 意見交換 静岡県マーケティング推進課、関東農政局静岡地域センター各1回
- ② 7月1日(火)、浜松市「うなぎいも協同組合」視察研修
10月10日(金)、富士宮市「あさぎりフードパーク」視察研修予定
講師に、静岡県マーケティング推進課と「うなぎいも協同組合」
- ③ サポートセンターを県が直接、設置運営する仕組みに変更されることになり、一層の連携強化をはかるべく方法論を協議し、その一環として資料作成作業推進中
- ⑥ 日本政策金融公庫静岡支店訪問、研修会等開催申し入れ

中小企業支援業務開発PT 統括部長 岩瀬喜臣

- ・知的資産経営支援におけるヒヤリング研究
- ・知的資産経営報告書作成準備
- ・9月25日の行政懇談会において、この度制定された条例により県において具体的な中小企業支援施策の構築を要請するための準備

道路内民地調査PT チーフ 諸田 薫

- ・8月26日 静岡・清水支部合同説明会開催
- ・公行第4号 葵 区8月受託、11月納品
- ・公行第5号 清水区9月受託、11月納品
- ・公行第6号 駿河区9月受託、12月納品

補助金業務普及PT 統括部長 岩瀬喜臣

- ・27年1月22日及び2月23日講習会準備
- ・補助金の冊子作成（補助金と助成金の違い）の準備
- ・補助金の種類一覧作成準備（行政書士業務に別にカテゴリー分）
- ・補助金Q&A作成準備
- ・浜松市、静岡市ほか市町単位で設立されている補助金の研究

業務普及推進活動部門

農地土木委員会 委員長 藤田和久

講習会予定

10月14日 もくせい会館 講師 東海財務局静岡財務事務所管財課

- 内容 1. 国有地の種類や説明及び処理方法について
2. 国有地の境界確認について
3. 国有地の売り払い手続きについて
4. 国有地の時効取得手続きについて

行政懇談会について

- 内容 1. ふじのくに先端医療特区並びに富士山麓ファルマバレー構想の進捗状況確認
2. 内陸フロンティア構造に基づく優良田園住宅建設事業の推進について

土地対策課及び農地利用課との意見交換会を来年3月に開催予定 内容は今後検討

静岡県建築住宅まちづくりセンターからの依頼による講師派遣

中部地区 6月19日 東部地区 6月26日
西部地区 7月3日

内容 都市計画法について、農地法について 住宅建築に関するその他法令の説明

運輸委員会 委員長 高本良一

- ① 9月5日に自動車会議所会議室にて開催予定
- ② 静岡県中部地区は、8月2日に訪問済み
東部・西部地区は今後、予定する
- ③ 8月30日開催
- ④ 9月10日に運輸業務（登録）初心者対象の講習会を開催予定
- ⑤ 8月30日に開催する講習会にて会員に説明し、考査後、掲載者を決定する
- ⑥ OSSセンター設置について、希望者を募集し、ビデオ講習会を開催する
- ⑦ 静岡県トラック協会と打合せ中

環境委員会 委員長 桜井俊文

- ① 水銀国際条約に関する研究を行いビジネスレポートに研究成果を掲載する
- ② 11月開催の講習会にて、リサイクル課による産廃行政の近況についての講義をいただく
- ③ 11月開催の講習会にて、エコアクション21とそれに伴う助成金の勉強を行う
- ④ 会員から環境関連業務に関する質問を受け、行政担当者と打ち合わせの上、解決をはかった

建設業委員会 委員長 梅原勤一

1. 平成26年4月10日午後 第1回合同小委員会開催（事業計画案・入札見積もり）
2. 平成26年5月28日午後 第1回合同委員会議開催（事業計画・業務講習他）
3. 平成26年7月1日午前 第2回合同委員会議開催（講習会準備・意見交換会他）
4. 平成26年7月1日午後 業務講習会開催（税抜組替処理・中間前払金制度）
5. 平成26年7月25日午前 第2回合同小委員会開催（県との意見交換会テーマ他）
6. 平成26年8月19日午前 第3回合同小委員会開催・建設業課との意見交換会開催
7. 平成26年8月19日午後 第3回合同委員会議（意見交換会結果説明・討議他）

中小企業支援委員会 統括部長 岩瀬喜臣

- ・ 6月24日知的資産経営の一般を含むオープンセミナーを開催
- ・ 専門家派遣制度の研究及び広報準備
- ・ 知的資産経営支援におけるヒヤリング研究
- ・ 研究会7回のうち4回実施（7月24日、8月19日、8月20日、9月5日）
- ・ 政策金融公庫静岡支店主催の創業者セミナーに講師派遣（中津川委員）
- ・ 9月26日及び10月21日講習会準備

風俗保健委員会 委員長 中山 誠

- ・ 6月23日に委員会を開催し、年間の事業計画を協議
- ・ 6月25日静岡県警察本部生活安全部長及び保安課長を訪問し、行政書士の業務の説明と協力要請及び講習会について面談
- ・ 7月18日に委員会を開催し、実務講習会の内容と日時を協議（講習会は10月6日、内容は県警担当者による古物営業の現状と問題点、末光一隆委員による古物営業許可申請書類の作成要領と留意事項）
- ・ 7月23日静岡県警察本部にて堀澤保安課長補佐に業務講習会の講師依頼と実務講習会の内容について協議
- ・ 8月22日に委員会を開催し、講習会のテキストの内容確認と準備

相続家事委員会 委員長 市原 誠

- I 委員会3回開催、講習会は日時・テーマを確定（外部及び内部講師）し、実施に向けて準備中。
- II 業務に関する資料収集・調査研究について
第一弾として、信託業務についての研究を実施。（偶然ですが広報委員会の依頼があり、広報誌に3回のシリーズとして掲載決定し、1回目を掲載）

国際委員会 委員長 小山敦史

- ①名古屋入管、在浜松ブラジル総領事館等への表敬訪問
- ②平成26年11月27日、もくせい会館にて国際業務に関する講習会を開催予定。（名古屋入管の審査官を講師としてお招きし、来年の入管法改正について講義をいただく予定です。）
- ③外国人出前講座Gと連携し、県内の大学での出前講義相談会等に参加する。また、（一般財団）日本国際協力センター（JICE）が開催する日系人向けの就労講義に講師として参加
- ④在浜松ブラジル総領事館との防災協定締結に向けての準備

業務普及活動

業務相談G キャプテン 渡邊政年

本年度は、代理権開発PT・業務普及活動支援Gと連携し、金融機関からの相談にも対応できるよう、ホームページの改修を計画。

相談受付を

- ①一般からの問い合わせ
- ②会員からの「業務相談」の問い合わせ
- ③金融機関からの問い合わせ

に入口を分け、各問い合わせに対応できるよう以下の仕組みを検討中

- ①については、現在あるもので対応
- ②については、「相談者問合せフォーム」を改良する

③については、緒方会員を通じホームページ管理会社に「金融機関相談フォーム」について改修試案を依頼する

報酬額G キャプテン 高塚 伸

会員に対し郵送にてアンケートを送付しました。又、開催された講習会においてもアンケートを実施しました。以後も実施される講習会に於いてアンケートを実施してゆきます。

業務普及活動支援G キャプテン 浅田昌義

昨年度の各講習会について現在受講者数、費用等をまとめています。近く報告させていただきます。

また我々のグループ委員会をインターネットを活用して10月にスカイプによる会議を予定しています。

なお、代理権開発PTと連携による相談窓口の設置につきましては、一回目の合同打合せ協議を始め、行政書士の代理権行使に向け、正しく理解協力頂くよう啓発活動をふまえて方法を協議しています。

協働事業部門

社会貢献部門

ADR運営管理G キャプテン 中山 誠

- ①委員会の開催
6/17・7/15・8/1・9/1（上級研修）委員会を開催
- ②小委員会の開催
7/30常葉大学法学部 梶村太市教授と実務研修打合せ
- ③民事調停技法の実務研修
ADR手続実施者養成講座（上級指定研修30時間）を開催、参加者26名
（8/11・8/12・8/19・8/20・8/21開催）
- ④日行連ADR研修予定未発表のため待機中

成年後見サポートセンター静岡県支部支援G キャプテン 神木俊典

- 1. 支援G会議…平成26年6月9日、8月18日開催
- 2. コスモス静岡入会前研修への支援…平成26年9月20日より計6回 受講申込者21名
- 3. 平成26年9月17日 コスモス静岡第3期定時総会の開催
- 4. コスモス静岡会員を対象とした更新研修の実施
7月12日、7月26日
- 5. 本会の発行する「Beside」へ今年度も成年後見について連載記事を掲載
- 6. 本会の10月広報月間に無料相談会を共催を予定。
10月1日、2日に静岡支部と共催を予定。
その他の支部にもコスモス静岡会員が無料相談会に参加し、成年後見等の相談を受付ける。

外国人出前講座G キャプテン 小山敦史

- ①大学での出前講義相談会は平成26年4月2日、静岡英和学院大学にて開催。今後相談会のPR活動も並行して行う。
- ②今年度は現時点で相談室の利用は1組、電話相談は3件有り。
- ③湖西国際交流協会と連携し、予約制で月2回（第1水曜と第3日曜）
湖西市民活動センターで開催中（3回の開催で4件の相談有り）
同協会が主催する外国人交流イベントでブースを設け相談会を行う（開催日：平成26年11月30日、会場：湖西アメニティプラザ）
- ④J I C E 講習は今年度10回開催

公教育出前講座G キャプテン 藤井正春

- 平成26年4月10日(木) 第1回G会議開催
 - ① 平成26年度事業計画策定
 - ② 2月19日開講の県立伊東商業高校出前講座の反省等について
- 平成26年4月23日(水) 小会議開催
常葉大学法学部への出前講座の説明
- 平成26年5月16日(金) 小会議開催
常葉大学へ訪問出前講座開講打ち合わせ
- 平成26年6月26日(木) 第2回G会議開催
 - ① 平成26年度作業内容決定
 - ② 新テキスト政策課題決定（静岡市役所消費生活センター訪問）
 - ③ 常葉大学法学部での第1回出前講座の開講実施
- 平成26年8月21日(木) 第3回G会議開催
 - ① 新テキスト基本設計
 - ② 出前講座講師養成研修会開催計画の策定他

建設業経営事項事前審査G キャプテン 藤井正春

平成26年4月10日(木) 第1回合同小会議開催
(事業計画案・県入札見積もり)
平成26年5月28日(木) 第1回G合同会議開催
(事業計画・業務講習関係他)
平成26年7月1日(火) 第2回G合同会議開催
(講習会準備・意見交換会他)
〃 〃 午後より 建設業委員会業務講習会応援
(消費税抜組み換え他)
平成26年7月25日(金) 第2回合同小会議開催
(県意見交換会基本方針他)
〃 〃 午後より 主任審査員会議開催
(審査時の留意点他)
平成26年8月19日(火) 第3回合同小会議開催
(県建設業課との意見交換会)
〃 〃 午後より 第3回G合同会議会議開催
(県意見交換会現況報告他)

無料相談担当G キャプテン 若杉利枝

6月9日開催の委員会にて本会主催の無料相談会の
為の新たな実績表を作成する事とし、既に、8月開催
の本会の常任理事会に上程し了解を得た為、今後、10
月の広報月間より使用する事とした。
「10月の広報月間、12月の士業合同相談会、2月の行
政書士記念日」の無料相談員に付いて各委員会の相談
員の中から人選をした。

研修管理部門

新入会員等特別研修G キャプテン 鈴木芳雄

8月27日(水) 第1回目を開催
受講対象者 46名
講習会参加者 43名
意見交換会参加者 32名
詳細は本号記事を参照

個人情報G キャプテン 大塩博喜

- 平成26年6月12日 暴追センターと「職域暴力団等
排除対策協議会」設立に向けて協議 9月19日理事
会を設立総会とすることで内諾を得る
- 平成26年8月7日 暴追センターと打合せ
9月19日設立総会の日程を確定
- 9月19日「職域暴力団等排除対策協議会」設立総会
開催

法令遵守、綱紀粛正、品位保持G キャプテン 深澤 力

苦情処理Gと共に、会員に対し指導・助言を行った。

苦情処理G キャプテン 市原 誠

会員に対する苦情に関する調査、指導、助言は案件
毎の個別対応となることや個人情報保護の考えもあり、
常任理事会のメンバーが主体となって、苦情処理申し
立てされた会員に対する事情聴取や指導助言を行って
いる。

IT研修G キャプテン 緒方博幸

1. 情報収集中
2. 本会HPにて告知準備中

著作権研修G キャプテン 和田野みよ子

- 6月16日「著作権相談員養成の為の著作権研修会」
について及び「会員向け著作権講習会」の日程、講
師担当者等の協議等を行った
- 7月8日 上記の研修会についての会員への案内を
会報に掲載
- 7月16日「著作権相談員養成の為の著作権研修会」
「会員向け著作権講習会」について使用教材等確認
と内容に関する協議等を行った
著作権相談員に対しての取り組み及び派遣講師養成
に関する件で協議を行った
- 8月26日 会員向け著作権講習会について、レジュ
メ案、資料をもとにして、細部の検討、質疑を行っ
た
ブロック相談員との会議開催の件及び支部との連携、
フォローについて協議した

会務管理部門

総務委員会 委員長 鈴木芳雄

- 5月23日(金) 総会開催
- 6月7日(土) 親睦大会実施に協力
- 8月27日(水) 第1回目、新入会員等特別研修会実施に協力
- 11月9日(日) 行政書士試験実施の準備開始(協力)

経理委員会 委員長 伊藤雅夫

予算の執行状況点検・照査では6月30日まで確認致しました。9月11日には委員会がありますので8月31日まで確認予定です。

リース資産の引継価格の修正
支部交付金の検証
会計帳簿閲覧における書類確認及び準備

法務委員会 委員長 大塩博喜

1. 請願活動
 - 小山町 H26年6月に採択済み
 - 伊豆の国市 H26年7月23日請願書提出
 - 沼津市 H26年7月29日に各会派に説明
 - 湖西市 H26年7月30日請願書届け
2. 法規集の変更作業
 - 作業中
3. 役員等選任規定について
 - 協議中

広報委員会 委員長 高林和子

広報誌Beside Vol. 12, 13、会報誌行政書士しずおか春、夏号発行

ホームページによる広報活動につきましては、広報誌・会報誌のバックナンバーの掲載をしました。

広報月間の推進につきましては、19支部において開催される無料相談の情報を各市町で広報していただけるよう支部長に依頼し、窓口への訪問もお願いいたしました。

会報誌行政書士しずおか夏号で写真コンクール作品募集を掲載。

広報月間に配布予定の広報物はメモ帳を用意。

親睦大会実行G キャプテン 鈴木芳雄

6月7日(土)親睦大会を実施、431人が参加
夜来の雨が開始と同時に上がり、好天に恵まれたグラウンドのコンディションが悪く、ソフトボールのプレーが不可となった事が残念であった。

今後雨天等で大会を中止する場合の判断基準を明確化する事を検討。

行政書士試験実行G キャプテン 奥山浩行

- 第1回委員会 平成26年6月10日(火)
行程表の一部修正、委員会等の開催日程調整
- 第2回委員会 平成26年8月12日(火)
日程再調整、実行委員会構成図の確認、試験監督員等の必要人員仮算出、試験マニュアル変更箇所の確認、アンケートスタイル(素案)の検討他

電子情報管理G キャプテン 緒方博幸

1. 近協HP担当者会議は今年度実施されていない
(9月26日に第1回目実施予定)
2. 本会HP更新及び情報提供は随時実施

行政懇談会PT チーフ 奥山浩行

- 第1回委員会 平成26年6月10日(火)
行程表の作成及び開催要綱(案)の作成
- 第2回委員会 平成26年9月18日(木) 13:30~17:00
行政懇談会の開催
平成26年9月25日(木) 14:00~16:50
開催場所 ホテルセンチュリー静岡

官公署訪問PT チーフ 奥山浩行

- 第1回委員会 平成26年6月10日(火)
協議事項 行程表の一部修正
官公署訪問開催要綱の改訂
委員会等の開催日程調整
支部との連携 五條常任理事
- 実施支部 島田支部
開催年月日 平成26年10月14日(火)11:00~17:00予定

職務上請求書G キャプテン 土田 哲

職務上請求書再購入に伴い、使用済職務上請求書の記載から不適切な使用の報告を受け、指導等を行う。不正使用の疑いがあるものについては、本人より事情聴取等を行い、指導、助言等を行い事故を未然に防止する活動を常時行う。

新入会員月例説明会および新入会員特別研修会にて、使用の注意を促している。

日常的な業務のため、最終目標となるものはない。

登録事務所確認作業PT チーフ 大橋信子

- ・平成26年4月～8月20日現在の入会者39名について登録事務所確認作業を実施
- ・6月17日委員会開催：登録事務所調査についての（支部長）アンケート集計・協議
- ・7月29日委員会開催：登録事務所調査についての（理事）アンケート集計・協議
- ・8月19日委員会開催：登録事務所調査についての（理事）アンケート集計・協議

行政書士登録事前・補助者使用届事前G

キャプテン 伊藤雅夫

登録事前・補助者使用届事前共にスムーズに処理されている。

危機管理担当G キャプテン 奥山浩行

第1回委員会 平成26年6月10日(火)

1. 会員の危機管理の対処方法の検討

ア 廃業時のバックアップ体制標準マニュアルの一部修正

① 心身の故障による業務不可による登録抹消手続き

② 会員が所在不明になったとき

イ 大規模災害時の危機管理対応マニュアル（案）の作成

① 会員等（家族等を含む）が自主管理できるマニュアル

② 安否確認ネットワークづくり

2. 被災者支援協定締結市町等の状況

焼津市 平成26年6月26日(木) 協定締結

湖西市 平成26年5月1日(木) 事前説明
同年 7月25日(金) 協定締結

松崎町 平成26年9月18日(木) 調印式予定

東伊豆町 平成26年9月22日(月) 調印式予定

浜松市 平成26年5月1日(木) 事前説明

静岡市 平成26年8月7日(木) 協定書法文調整

牧之原市 平成26年9月16日(火) 協定締結

河津町 平成26年10月7日(火) 協定締結

川根本町 平成26年10月14日(火) 調印式予定

3. 協定締結市町との模擬訓練 富士宮市実施済み

4. 東海地震対策土業連絡会議

日時・会場 平成26年8月7日(木) 県弁護士会館

出席者 危機管理G構成員

電子申請推進支援PT チーフ 緒方博幸

1. 電子申請システムを調査・研究中
（代理権開発PT、業務普及活動支援G、業務相談G及び運輸委員会と連携し、本会HPに新しいサイトの構築を計画、現在進行中）
2. 常任理事会にスカイプを導入すべく、準備中
3. 事務局の電子化の推進

組織再編検証PT チーフ 鈴木 晃

新組織になり半年以上が過ぎ、現在の組織の問題点等が徐々に浮かび上がってきていることから、委員に意見を募集し、活動状況の収集を始めた。

講習会・研修会

中小企業支援のための研究会 第1回

日時 平成26年7月24日(木)自13時30分至17時00分
 場所 シズウェル103会議室
 内容 (1) 行政書士が行う中小企業支援
 (2) 知的資産経営
 講師 岩瀬副会長
 受講者数 23名

ADR手続実施者養成講座上級指定研修 民事調停技法の実務研修

日時・内容 平成26年8月11日(月)自10時15分至16時10分
 (1) ・ADRの基礎理論
 ・ADRの類型（裁判型、行政型、民間型）
 ・ADRの特色
 ・ADRの目的
 (2) 仲裁は裁判型か調整型か
 (3) ADRと法（条理と紛争解決規範）
 ADR基本概説
 受講者数 26名
 平成26年8月12日(火)自10時00分至16時10分
 (1) 調停技法論
 (2) 裁判所型調停手続論
 (3) 民間型調停手続論
 受講者数 26名
 平成26年8月19日(火)自10時30分至16時15分
 (1) 実体法と調停
 (2) 付調停と和解勧告
 (3) 家事調停の実体法(2)
 受講者数 26名



平成26年8月20日(水)自10時30分至16時15分

- (1) 国際的子奪取ハーグ条約
- (2) 国籍・戸籍と涉外離婚
- (3) 在日の家族法

受講者数 午前25名 午後24名

平成26年8月21日(木)自10時00分至16時10分

- (1) DV紛争ADR DV防止法等の概説
- (2) メディエーションの技法
- (3) 原弘保氏による裁判所型調停の体験
談と質疑応答

受講者数 25名

場所 常葉大学法学部水落校舎204号教室
 講師 常葉大学法学部教授 梶村太市様

中小企業支援のための研究会 第2回・3回

日時・内容 平成26年8月19日(火)自10時30分至17時00分
 (1) 知的資産経営の概要
 (2) 知的資産経営の実践（知的資産の棚卸し）
 (3) 知的資産経営の実践（知的資産の指標化）
 受講者数 28名
 平成26年8月20日(水)自10時30分至17時00分
 (1) 演習課題3（KPIの検討、項目設定）
 の発表
 (2) 演習課題4（今後の展開について、
 課題、外部環境）
 (3) 事業内容の開示・報告書の作成
 受講者数 27名
 場所 ペガサート6階プレゼンテーションルーム
 講師 神奈川県行政書士会 江端俊昭様



道路内民地調査業務現状報告会

日 時 平成26年 8 月26日(火)自15時30分至17時00分
 場 所 シズウェル103会議室
 内 容 (1) 「道路内民地調査業務」課題と展望
 (2) 道路内民地調査事業発足までの経緯
 (3) 道路内の土地贈与意思確認等業務委託
 (業務内容)

自動車登録業務初心者講習会

日 時 平成26年 9 月10日(水)自13時30分至16時30分
 場 所 ペガサート 7 F 会議室
 内 容 自動車登録業務初心者向講習及び質疑応答
 講 師 高本委員長
 受講者数 64名

日行連推奨書式による車庫証明代理申請の実務

日 時 平成26年 8 月30日(土)自13時30分至17時00分
 場 所 静岡商工会議所 4 階会議室
 内 容 (1) 日行連推奨書式による車庫証明代理申
 請の実務
 (2) 運輸業務取扱会員名簿作成についての
 説明及び考査
 講 師 静岡県警察本部交通部交通規制課
 係長 桜井真吾様
 受講者数 28名

中小企業支援委員会

講習会予定
 日 時 平成26年 9 月26日(金)自13時30分至16時40分
 場 所 シズウェル601会議室
 内 容 実務者向け知的資産経営
 講 師 中津川浩淳委員
 受講者数 30名

中小企業支援のための研究会 第 4 回

日 時 平成26年 9 月 5 日(金)自13時30分至16時50分
 場 所 シズウェル103会議室
 内 容 (1) 事業価値を高める経営
 (2) 経営支援の事例研究
 (3) 知的資産の構造資産化
 講 師 岩瀬副会長
 受講者数 23名

運輸委員会新規出張封印代行取扱業務講習会

日 時 平成26年 9 月 5 日(金)自13時30分至16時00分
 場 所 (一社)静岡県自動車会議所 2 階会議室
 内 容 (1) 道路運送車両法について
 (2) 出張封印に関する説明
 (3) 業務開始までの手続き
 講 師 (一社)静岡県自動車会議所
 業務部長 山下正晴様
 受講者数 6 名

平成26年度第 1 回新入会員特別研修会

日時 平成26年 8 月27日(水)

10時00分から18時30分

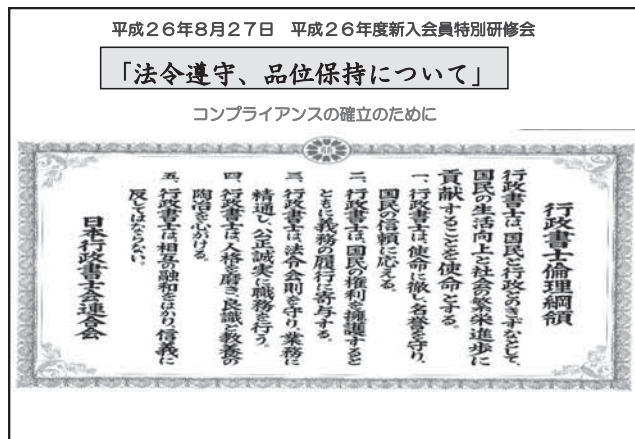
会場 もくせい会館 2 階第 1 会議室

受付 新入会員等特別研修グループ

司会 鈴木芳雄（理事）

時間	講 義 内 容	所 属	役 職	担当及び講師
10：00	開会の挨拶		常 任 理 事	中山 正道
	日程及び資料の説明		理 事	神 木 俊 典
10：05	会長挨拶		会 長	岸 本 敏 和
10：10	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介		理 事	鈴木 芳 雄
	静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	静岡県経営管理部総務局法務文書課	課 長	瀧 昌 光 様
10：15	倫理綱領唱和		副 会 長	平 岡 康 弘
10：20	静岡県経営管理部法務文書課による「コンプライアンスについて」の講義	静岡県経営管理部法務文書課法規班	主幹兼副班長	吉 野 正 人 様
10：40	○行政書士政治連盟について		静 政 連 会 長	鈴木 市 代
10：50	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について（職務上請求G）		副 会 長	平 岡 康 弘
11：40	○法令遵守、品位保持について		副 会 長	月見里和夫
12：00	昼食及び休憩			
	各委員会からの講義			
13：00	○風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	風 俗 保 健 委 員 会	委 員 長	理 事 中山 誠
13：20	○遺言・相続等	相 続 家 事 委 員 会	委 員 長	理 事 市 原 誠
13：40	○入管・帰化申請等	国 際 委 員 会	統 括 部 長	常 任 理 事 児 島 良 孝
14：00	○建設業許可申請・経営事項審査等	建 設 業 委 員 会	統 括 部 長	常 任 理 事 五 條 義 人
14：20	○中小企業支援・知的資産経営等について	中 小 企 業 支 援 委 員 会 中 小 企 業 支 援 P T	統 括 部 長	副 会 長 岩 瀬 喜 臣
14：50	○広報活動について	広 報 委 員 会	統 括 部 長	常 任 理 事 中 里 龍 彦
15：00	休 憩			
15：10	○農地法申請等	農 地 土 木 委 員 会	統 括 部 長	常 任 理 事 日 内 地 孝 夫
15：30	○自動車登録手続・車庫証明申請等	運 輸 委 員 会	統 括 部 長	常 任 理 事 佐 野 一 憲
15：50	○産業廃棄物収集運搬業許可申請	環 境 委 員 会	委 員 長	理 事 桜 井 俊 文
16：10	○著作権について	著 作 権 研 修 G	統 括 部 長	副 会 長 市 川 未 男
16：30	質疑応答及び要望事項について		常 任 理 事	鈴木 晃
16：50	受講証明書兼無料受講券授与		会 長	岸 本 敏 和
16：55	閉会の挨拶		副 会 長	後 藤 博 行
17：00	意見交換会 開会		副 会 長	後 藤 博 行
18：30	意見交換会 閉会		常 任 理 事	中山 正道

法令遵守、品位保持について



1. 行政書士の規範

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者であり、行政書士法第1条の2～3で「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする代理行為、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書等の作成を行うことができる。」とされています。

New!! 平成26年6月、改正行政書士法が衆参両院本会議を通過し、許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求、不服申立て手続きについての書類作成、代理権が付与され、同時に特定行政書士制度が誕生しました。改正行政書士法は半年後の平成26年12月に施行されることになりました。

行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲（その数は5,000～6,000とも言われます）を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供しています。そのことから「街の法律家」と呼ばれるようになりました。

行政書士は依頼者から報酬を得て業務を遂行するため、一般人よりも、より高度な職業倫理が求められるのは職業人（プロ）として当然のことです。

2. 行政書士の倫理に関する諸規定（①行政書士法・同法施行規則）

行政書士法（抄）

（行政書士の責務）

法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、

に、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

品位＝人に自然にそなわっている人格的価値。品格。
（広辞苑）

（依頼に応ずる義務）

法第11条 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

（秘密を守る義務）

法第12条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。

（会則の遵守義務）

法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）

法第13条の2 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

行政書士法施行規則（抄）

（業務の公正保持等）

規則第6条 行政書士は、その業務を行うに当たっては、公正でなければならない、親切丁寧を旨としなければならない。

2 行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。

（書類の作成）

規則第9条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

2. 行政書士の倫理に関する諸規定（②日本行政書士会連合会会則）

日本行政書士会連合会会則（抄）

（責務）

第59条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。

(品位保持)

第60条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。

(法令、会則の遵守等)

第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。

2 単位会の会員は、法第19条(業務の制限)に違反する行為が行われることがないように努めなければならない。

(行政書士の研修)

第62条の2 行政書士は、本会及び所属する単位会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2. 行政書士の倫理に関する諸規定(③静岡県行政書士会会則)

静岡県行政書士会会則(抄)

(責務及び報告等)

第11条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士及び本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。

2 会員は、法第14条の3第1項(懲戒の手続)に規定する事実があると通知されるおそれがある場合は、直ちに書面により会長に報告しなければならない。

3. 4 省略

(研修)

第11条の2 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(研修事業)

第11条の3 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、研修に関する必要な施策を行う。

2 第4条第1号の規定により本会の個人会員となった者は、入会后最初に実施される本会の新入会員研修を受けなければならない。

3 省略

(名義貸与の禁止)

第11条の4 会員は、会員以外の者に自己の名義を貸与し、その者をして法第1条の2及び第1条の3に規定する業務を行わさせてはならない。

(業務の執行と補助者)

第11条の6 会員は、自らその業務を行うものとし、いかなる場合においても補助者をして依頼された業務の一切を処理させるようなことをしてはならない。

2 会員は、補助者に自己の業務を補助させるときは、その指導監督を厳正にしなければならない。

3. 4 省略

3. 行政書士の懲戒の手続き

行政書士法(抄)

(行政書士に対する懲戒)

第14条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 戒告

(2) 2年以内の業務の停止

(3) 業務の禁止

(行政書士法人に対する懲戒)

第14条の2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

(1) 戒告

(2) 2年以内の業務の全部又は一部の停止

(3) 解散

(懲戒の手続)

第14条の3 何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2. 3. 4. 5. 省略

4. 行政書士倫理の制定①

行政書士法を始めとし、規則や会則における行政書士の責務をまとめたものが「行政書士倫理」です。

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することにあります。その使命を果たすための基本姿勢を「行政書士倫理」とし

て制定しています。

「行政書士倫理綱領」は「行政書士倫理」を要約し、五つの柱にまとめています。

日頃から職業倫理とコンプライアンスの意識を絶えず喚起するとともに、業務の中で判断に迷うときには「行政書士倫理」を熟読し、法と良心に従って適正・適法な判断に努めてください。

当たり前のことを大切にする意識こそがコンプライアンスの実践につながります。これらのことを胸に刻んで業務に励んでいただきたいと思います。

平成26年1月16日開催された日行連理事会において行政書士倫理の改正がありました。

追加説明

行政書士倫理第12条に次の一項を設ける。

第12条 2 行政書士は、業務の受託にあたり、依頼者等が本人であることを、面談等の適切な方法により確認しなければならない。

「犯罪収益移転防止法」において依頼者等本人の確認義務が課せられている行政書士の特定業務だけに限ることなく、行政書士業務全般を対象として、業務受託時における依頼者等の本人確認を励行していく必要があることから、「行政書士倫理」内に依頼者本人確認規定を定めた。

4. 行政書士倫理の制定②（行政書士倫理綱領）

行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

信義に反してはならないとは？

顧客との信義則、同業者（行政書士）との信義則、行政書士会に対する信義則、国民との信義則を遵守することが、正に「行政書士倫理」と思います。

平成19年度の行政書士試験から「行政書士法」が削除されたことによる弊害や、行政書士法も触れずに開

業する会員もあり、その学習不足のため、行政書士倫理を全く理解できていない会員が増え、トラブルの発生が危惧されているところです。

5. 行政書士の業際等に関する諸法令（関係士業法等）

行政書士として最低限知っていなければならない関係士業法等

弁護士法・司法書士法・税理士法・社会保険労務士法・建築士法・土地家屋調査士法・海事代理士法・弁理士法・公認会計士法・その他（業務関連法規等を含む）

業際の垣根を超えてならないことは法令遵守の基本です。当然、直接の業務に関係する法律にも精通してください。本日は時間の都合でその全てを学習できませんが、各自研究をしてみてください。

6. コンプライアンスの確立のために

法令を遵守し、品位を保持するためには…

行政書士として遵守しなければならないルールを知り、自由闊達に議論できる仲間をつくろう。

三人寄れば文殊の知恵の如く、決して一人で判断しない。

遵守しなければならない基本的法令・諸規則等を、今すぐ学ぼう。

① 行政書士倫理（本日の資料）

② 行政書士マニュアル【改訂版】（本日の資料）

③ 行政書士法・同施行規則

④ 日本行政書士会連合会会則

⑤ 静岡県行政書士会会則

私が目指す行政書士像

沼津支部 石原登文会員

私が55歳で行政書士の資格を取得した直接の理由は、今まで私が10年間補助者として勤めていた司法書士が病気で業務を継続することが出来なくなってしまったからです。とにかく急いで何か資格を取得しなければいけないと思い、昨年1年間、静岡市にあるレック静岡校に通い下平先生や緒方先生から行政書士試験の関連法律を学びました。



遺産分割協議書や遺言書の作成等はある程度出来るものの、それだけで生活が出来るわけではありませんが、幸い私の場合は不動産取引の仕事も兼務しておりますので、とりあえず家族を養える最低限の生活は確保出来ています。

さて、世の中には弁護士や司法書士には敷居が高くて相談に行けない方達が沢山いらっしゃるのではないのでしょうか。私はそのような方達に寄り添って相談に応じることの出来る行政書士になりたいと考えています。悩みの種がどんどん大きく膨らんで事件化してから弁護士に相談するのではなく、事件化するまえに問題が解決されるのであれば、その方が社会に対しても貢献できるのではないのでしょうか。そういう意味で、民間型のADRの資格や特定行政書士をも目指したいと思っておりますし、また、もっと生活や仕事に密接に関連している社会保険労務士の資格も取得したいと考えています。弁護士のような専門的知識には及ばないものの、幅広く多くの方達に対応できる行政書士になれるよう頑張ります。

静岡支部 堤 京一会員

はじめまして、新会員となりました堤です。どうぞよろしくお願いいたします。



私ごとですが、42年間静岡県警察に奉職し、主に暴力団犯罪、知能犯罪捜査に従事してまいりましたが、定年後、警察の外郭団体であります公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターに専務理事兼事務局長として今年5月まで勤務させていただきました。

昨今、暴力団排除対策は、平成19年政府が企業に対

して暴力団との関係遮断を求めた「企業指針」、平成23年施行された「静岡県暴力団排除条例」及び度重なる「暴力団対策法」の改正等により飛躍的な進展を見せ、全国的に暴力団排除機運が高まっております。

一昨年から静岡県行政書士会においても暴力団排除対策への取組が始まり、この9月19日には「静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会」が設立される運びとなりました。

これを御縁に会長様をはじめ会員の皆様と知り合うことができ、私も行政書士の一員として参加させていただくこととなりました。

社会経済の健全な発展、コンプライアンスの観点から、行政事務手続きからの暴力団排除は社会的責任と考えます。微力ではありますが皆様のお役にたてるよう尽力してまいります。皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

西遠支部 船越こず恵会員

行政書士として開業を決意したのは妊娠8ヶ月の頃、補助者として働かせていただいた事務所を退社して約二年が経った時でした。補助者として、許認可業務を主に携わり、顧客企業の新しい挑戦や目的に向かって、共に考え手助けできる行政書士業務に補助者としても大変やりがいを感じておりました。退社後すぐに開業を考えてはいなかったものの、妊娠を機に、今後の人生について改めて考えてみた時、行政書士として登録することを決めました。



私の実家は家業で卸小売業を営んでおり、お客様には個人事業主の方が多く、幼い時より経営の苦労を見て聞いて育ちました。行政書士となり、中小企業や個人事業主の持つ技術と、行政書士の法律や専門的知識を合わせ、志を共に知恵を絞り、付加価値を生むことで企業、社会をより良くしていきたい。その価値を生み出せる行政書士を目指して、これから時間とエネルギーを注ぎ込み切磋琢磨していきたいと思います。

平成26年度「行政懇談会」分科会テーマ

第1分科会

- 1) 県内各市町に対する行政書士法遵守請願状況報告
ならびに平成4年県議会請願採択の再確認及び県内
各市町との大規模災害支援協定の報告
- 2) 静岡県の行財政革新戦略会議ならびにBCP（事
業継続計画）への行政書士の登用について
- 3) 行政書士懲戒処分の基準制定について

静岡県議会総務委員会

- 委員長 竹内良訓議員（浜松市中区）
委員 森 竹治郎議員（下田市・賀茂郡）
相坂摂治議員（静岡市駿河区）
佐野愛子議員（藤枝市）
渥美泰一議員（浜松市浜北区）

静岡県経営管理部総務局法務文書課

主幹兼副班長 吉野正人様、主査 芹澤充則様

静岡県行政書士会

- 座長 平岡康弘副会長（西遠）
サブ 鈴木 晃常任理事（西遠）
書記 大塩博喜理事（静岡）
正副支部長 大川潤一（静岡）、森崎健志（志太）、
内山 亮（西遠）、内山 篤（西遠）

第2分科会

- 1) 県内観光産業の活性化と外国人旅行者の県内誘致
に関しての行政書士の関わりについて
- 2) 県内在住の留学生及び外国人の就労支援等につい
て
- 3) 留学生ネットワークの利活用の強化について

静岡県文化観光委員会

- 委員長 和田篤夫議員（御殿場市・駿東郡北部）
副委員長 土屋源由議員（伊豆の国市）
委員 四本康久議員（富士宮市）
増田享大議員（掛川市）
中沢公彦議員（浜松市東区）

静岡県行政書士会

- 座長 後藤博行副会長（三島）
書記 小山敦史理事（志太）
正副支部長 遠藤正道（田方）、河野洋昭（三島）、
久保田吉光（沼津）、谷口民衛（御
殿場）、佐野竹司（富士宮）、杉本和
也（沼津）

第3分科会

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間に
ついて
- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為
の取扱いについて（石綿含有を認めてほしい）
- 3) 産業廃棄物処理業の申請書に添付する企業診断書
について
- 4) しずおか防犯まちづくり県民会議に静岡県行政書
士会を参画させることについて

静岡県議会企画くらし環境委員会

- 委員長 高田泰久議員（駿東郡南部）
副委員長 佐地茂人議員（静岡市駿河区）
委員 石橋康弘議員（伊豆市）
池谷晴一議員（御殿場市・駿東郡北部）
伊藤育子議員（島田市・榛原郡北部）

静岡県行政書士会

- 座長 児島良孝常任理事（静岡）
サブ 中里龍彦常任理事（沼津）
書記 桜井俊文理事（中遠）
正副支部長 瀬川 宏（三島）、飯塚 晃（富士）、
秋山ひとみ（志太）、松浦富雄（島
田）、原田重紀（清水）、山本恭彦
（三島）、鈴木幹久（中遠）
委員会 池田眞明委員（清水）

第4分科会

中谷多加二議員（浜松市天竜区）

- 1) 医療施設等開業申請に関する審査に関する県保健所の対応について
- 2) 認知介護者増加時代における成年後見制度推進のための行政書士（コスモス静岡）の利活用による行政とのタイアップについて

静岡県議会厚生委員会

- 委員長 橋本一実議員（熱海市）
副委員長 鳥澤由克議員（裾野市）
宮城也寸志議員（菊川市）
委員 吉川雄二議員（富士宮市）
小長井由雄議員（静岡市葵区）
鈴木 智議員（静岡市駿河区）

静岡県行政書士会

- 座長 市川未男副会長（裾野）
サブ 中山正道常任理事（掛川）
書記 神木俊典理事（熱海）
正副支部長 岩本信幸（熱海）、大谷信昭（裾野）、
平下守男（富士宮）、石上忠弘（静岡）、成瀬記言（西遠）

第5分科会

- 1) 平成25年度テーマとして提示した静岡県東部地区で展開する「ふじのくに先端医療総合特区」並びに「富士山麓ファルマバレー」構想の進捗状況確認について
- 2) 内陸フロンティア構想に基づく優良田園住宅建設事業の推進について
- 3) 6次産業化支援体制における行政書士の利活用について
- 4) 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条の“自らの知的資産活用”について具体的支援方法の検討について
- 5) 経営革新承認申請及び補助金申請における行政書士の利活用について

静岡県議会産業委員会

- 委員長 大池幸男議員（島田市・榛原郡北部）
副委員長 東堂陽一議員（掛川市）
委員 天野 一議員（静岡市葵区）
渡瀬典幸議員（袋井市・周智郡）
三ッ谷金秋議員（磐田市）

静岡県行政書士会

- 座長 日内地孝夫常任理事（西遠）
岩瀬喜臣副会長（静岡）
書記 藤田和久理事（西遠）
中津川浩淳委員（富士宮）
正副支部長 土田 哲（田方）、川口 修（沼津）、
西村陽子（静岡）、森 博士（島田）、
小林純一（掛川）、塩崎宏晃（西遠）
委員会 佐田雅彦理事（西遠）
森川美佳委員（清水）

第6分科会

- 1) 静岡県建設業審議会委員への行政書士の登用について
- 2) 県道における道路内民地調査業務の行政書士会への委託について
- 3) 建設行政への要望事項について
 - ① 公共工事発注の際の工事業種の明確化について
 - ② 入札における総合評価方式の見直しについて

静岡県議会建設委員会

- 委員長 仁科喜世志議員（田方郡）
副委員長 曳田 卓議員（沼津市）
鈴木澄美議員（富士市）
委員 中澤通訓議員（静岡市清水区）
岡本 護議員（浜松市中区）
鈴木洋佑議員（浜松市西区）

静岡県行政書士会

- 座長 五條義人常任理事（島田）
サブ 月見里和夫副会長（清水）
書記 梅原勤一理事（志太）
福島功斗至委員（静岡）
正副支部長 鈴木 亨（熱海）、竹内恒孝（沼津）、
太田伊彦（富士）、鈴木 淳（富士）、
古本博巳（清水）、石切山通夫（清水）、
諸田 薫（静岡）、福田美奈子（榛原）
委員会 藤井正春理事（伊東 兼務）
市原 誠委員（沼津）

第7分科会

- 1) 車庫証明受付業務における行政サービスについて
- 2) 生活安全課への提出書類における代理権について
- 3) 高等学校等への出前講座実施の拡大について

静岡県議会文教警察委員会

委員長 小野達也議員（伊東市）
 副委員長 野崎正蔵議員（磐田市）
 委員 多家一彦議員（沼津市）
 良知淳行議員（焼津市）
 落合愼悟議員（藤枝市）
 小楠和男議員（浜松市南区）

静岡県行政書士会

座長 佐野一憲常任理事（富士宮）
 サブ 鈴木市代副会長（中遠）
 書記 高本良一理事（富士）
 正副支部長 進士和典（伊東）、石井康一（伊東）、
 芹澤光春（御殿場）、黒田 忍（静岡）、
 安田正晃（中遠）、尾畑裕史（西遠）
 委員会 中山 誠理事（掛川）
 藤井正春理事（伊東 兼務）



行政書士の中小企業支援と専門家派遣制度の利活用

中小企業支援委員会 松島正幸（中遠支部）

はじめに…

長く不況が続いていた日本経済も2012年の第二次安倍内閣発足後、アベノミクス効果により一部大企業では業績の持ち直しが見られました。しかし、日本の企業の9割以上を占める中小企業にとっては4月の消費税の8%への増税、円安による原油など輸入品価格の上昇、さらには相次ぐ自然災害等相変わらず厳しい状況が続いていると言えます。



政府も我が国の経済・産業の根幹である中小企業の支援を目的として近年様々な施策を講じており、多くの予算が中小企業支援のために投じられています。

しかし、大多数の中小企業経営者は日々の多忙な業務からこれらの施策について時間をかけて十分な情報を得る事が難しく、またその利用方法も複雑であることから有効に活用されているとはいえません。

このような状況の中、現在様々な士業が中小企業支援に乗り出しています。

なかでも財務・税務の専門家である公認会計士・税理士、事業改善・企業分析の専門家である中小企業診断士などの活躍が比較的に目立っています。では、我々行政書士は今後中小企業支援についてどのような取り組みをしていくべきでしょうか？

今回ご紹介する専門家派遣制度も、われわれの幅広い業務を活かした中小企業支援を実現するひとつの手法と考えます。今回の記事を契機に多くの会員の方に中小企業支援業務について関心を持っていただき、今後ご自身の業務拡大を目指す上でのツールの一つとして各機関へ専門家としての登録を積極的にご検討いただきたいと思います。

専門家派遣制度の概要

一口に専門家派遣制度と言ってもその種類や内容は様々であり、又その登録手順や登録要件、報酬など千差万別と言えます。



そこで、今回はそのような専門家派遣制度の中でも我々行政書士の業務とも身近な『公益財団法人 静岡県産業振興財団（以下財団） 専門家派遣事業』についてご紹介させていただきます。

この制度は、創業・ベンチャー企業及び経営革新を図ろうとする中小企業が抱える種々の問題に対して、民間の専門家を派遣し適切な助言を行うことにより、中小企業等の順調な発展・成長の促進に寄与することを目的として創設されており、専門知識と実務経験を有する者が知識経験の各分野ごとに専門家として登録し中小企業等が経営革新を図る上で必要な課題の解決に向けて適切な助言を行うことを事業内容としています。

その分野には、

- (1) 経営分野
- (2) 技術分野
- (3) 情報化分野
- (4) デザイン分野
- (5) ISO認証取得分野

の5つがあり、各分野に精通した専門家がおおむね1日（回）あたり3時間程度の助言を行い、派遣先の企業の抱える問題解決のための手助けを行うものです。

私たち行政書士は各種許認可、法人設立、並びに権利義務に関する業務等により培った知識を経営分野の専門家として役立たせることが出来ると考えます。

派遣回数は(1)～(4)の分野で5回まで(5)の分野で1企業最大10回までとされ、派遣期間は派遣決定の日から翌年の3月までの間とされています。

派遣される専門家への報酬は、財団から1回の派遣につき謝金として30,000円＋旅費が支払われ（ISO認証取得分野の場合は45,000円）このうち3分の1が派遣依頼をした企業の負担となり、残り3分の2は財団が負担することになっています。（ただし、専門家派遣制度の報酬を行政書士業務の報酬に充てることはできません。）

このように費用の面でも、依頼する企業側の負担軽減となるだけでなく、派遣される専門家にとっても決まった額の報酬を確実に受け取ることができるという面で非常に有効な制度であると言えます。

実際に、我々が専門家として登録する場合の具体的な手順ですが、大まかな流れとしては、まず財団HPから登録専門家申請書をダウンロードし各事項を記載、その後、財団の企業支援チームへ専門家派遣制度への登録をしたい旨を電話にて連絡後、申請書を郵送、後

日財団より面接の連絡があるので、日程調整後に財団事務局へ面接に出向くことになります。面接といってもそれほど堅苦しいものではなく、この制度の趣旨や、利用の際の注意点などを簡単に説明される程度です。

その後、登録が完了すると財団HPの専門家データベース掲載用のプロフィール写真の依頼がありますので、デジカメ等で撮影した写真をデータにて財団担当者宛にメールで送付すると、後日専門家登録済証が郵送され、専門家としての登録が完了します。

以上、登録の手順をご紹介いたしました。詳細は静岡県産業振興財団のHPをご確認下さい。

なおここで注意して頂きたいのは登録申請書の各項目については空欄にしたまま提出をしないで頂きたいということです。登録申請書に書かれている内容がそのまま財団HPの専門家データベースに掲載されるので、未記入部分が多かったり、実務経験の部分があまりに記載が少ないと専門家としての力量が問われることにもなりかねませんのでご注意くださいと思います。

登録申請書への中小企業支援の実務経験の記載と云われて戸惑われる会員の方もいらっしゃるかもしれませんが、前述の通り我々行政書士が普段行っている許認可業務や相談業務は、まさに中小企業支援の実務そのものであると言えます。

登録申請書には自信を持って、これまで皆さんが中小企業に対して実際に行った業務内容を中小企業支援の実務経験として記入して頂きたいと思います。

行政書士業務への展開

以上、公益財団法人 静岡県産業振興財団・専門家派遣事業についてご説明させていただきましたが、前述のとおり、この他にも現在多くの専門家派遣事業が実施されており、沢山の専門家が登録し、中小企業支援の業務を行っています。

一例を挙げますと

中小企業庁

ミラサポ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 専門家継続派遣制度



静岡県商工会連合会

専門家派遣事業（エキスパートバンク）

公益財団法人

浜松地域イノベーション推進機構 専門家派遣事業
ドリームゲート認定専門家

一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
e t c ...

以上のように国・地方公共団体・民間と様々な機関により専門家派遣事業が運営されています。

専門家派遣制度への登録と中小企業支援業務への取り組みは、これまでとは違った中小企業経営者の方への新しいアプローチの手法として活用でき、さらに現在その企業が抱える問題を一緒に考え支援することは、顧客企業とのより一層の関係強化と業務拡大に繋がると考えます。

最後に…

現在中小企業経営は非常に困難な時代に突入しているといえます。経営者には自社の事業展開はもちろんのこと、財務・法務など様々な専門的知識も要求され、さらにはBCP（事業継続計画）、事業承継問題など日々難問に直面しています。

このような企業経営者の良きアドバイザーとなるべく、今後さらに多くの会員が専門家派遣制度への登録ならびに中小企業支援業務への積極的な取り組みを実践することは、行政書士が中小企業支援の専門家であることを広く社会に認知させ、『企業のパートナー』として活躍する行政書士の新しい業務スタイルの確立に繋がるのではないのでしょうか。



投稿

老兵は死なず、ただ消え去るのみ

(富士宮支部 保坂 昭秀)

若い世代の方々は知らない人が多いだろうが、これは昭和20年8月、日本敗戦にともない連合軍最高司令官として、コーンパイプを口に厚木飛行場に降り立ったマッカーサー元帥の言葉。彼は農地解放、戦犯追放、財閥解体など軍国主義の日本の民主化を進めた立て役者である。

しかし、朝鮮動乱鎮圧方策に時の米国トルーマン大統領との意見相違から進駐軍最高司令官を更迭され帰国。当時の新聞を見ると見送りの人々は皆号泣して見送ったと報じている。敗戦迄、鬼畜米英と洗脳されていたことを考えると皮肉な話。

「老兵は死なず、ただ消え去るのみ。」は、彼が米国上下院合同議会で行った最後の演説での言葉である。

さて、これからが本論。

大上段に振りかぶるタイトルよりスケールは何億分の一の話。平成7年2月、第一の人生時代取得して置いた行政書士資格、これからは雇用され、性格の合わない上司の顔色を伺うこともなく、仕事ができると夢を膨らませて開業。しかし、現実は一蹴、開店休業の状態が数年続き、世の中甘くないという理想と現実のギャップをイヤという程体験した。

雑誌・新聞広告欄の国家資格指導団体のキャッチフレーズ「あなたの人生満足度は努力次第、明るい将来が待っている」。しかし類似の国家資格取得指導業者に聞くと、現在の経済不況下、新規顧客獲得は日露戦争の二百三高地。新規顧客獲得は困難で、メシが食えるまでには数年かかる様相、先輩曰く、「バブル時期には農地転用許可申請だけでも月数十件、期限に追われ徹夜したこともあったが今じゃ思い出だけだね」

サラリーマン時代は嫌いな上司の指示にも面従腹背、ハイハイと従っていれば毎月25日には給料が指定金融機関の口座に振り込まれたが、イヤな指示にはストレスが蓄積、憂さを同僚と赤提灯で解消したこともある。

先輩「事業の発展は経営者任せ、自己主張を封じ、溪流を泳ぐイワナのように過ごすのが賢人のやり方、俺は鼻曲がり鮭のように泳げず、俗にいう世渡り下手、幹部職員でもないのに事業の発展を心配し、上司の施策を逆撫でする様な意見を何時もして、結果として万年係長、同僚、後輩がスイスイ昇進するのを悔しい思いで見続けてきた。考えてみれば歯をむきだし吠え犬より、尾を振ってすりよる飼い犬のほうが可愛いよ」

人生を自己流で自由気ままに過ごせる自営業か、上司の指示に逆らえないサラリーマンか、性格にもよるが、いずれが幸せか枕元で鐘が鳴る時でなければ結論は不明。

約40年の宮仕え生活で見聞したことは「奢る平家は久しからず」の事例であった。過去に事業の発展に伴い、ワンマン経営で権力を振るった人が、事業に失敗し親から譲られた資産まで他人に提供し、スポットライトの当たる舞台からスグスグ立ち去る姿を数件みた。世間は薄情なもの、繁栄時、チャホヤした人達も敗軍の将には同情する声もない。

街で数十人の社員を雇用、権力を振るっていたワンマン経営者だった人を見掛けた。彼はイエスマンを可愛がり部下の意見に耳をかさず事業が時流に乗遅れ経営していた会社がライバル会社に吸収合併されてしまった。肩を落としションボリした風情、江戸城を明け渡した将軍の心境が推察できた。

業績不振の責を問われ退任。昔の飛ぶ鳥落とす面影もなく、「もう、時代の流れについて行けない、俺たちの時代は終わった。ヤングの意見には耳を傾けるべき、老兵は死なず、只消え去るのみ」

この言葉と、心なしか猫背の後ろ姿に一抹の哀愁が感じられた。

——口泡を飛ばした会議が当初案——

戦争と野球

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 護国神社の境内の薄墨桜

本年も八月十五日の終戦記念日がやってきた。万灯提灯がならぶ護国神社に参拝して、遺品館を見学。そして、遺品館の片隅にある双葉山の写真と弾痕の鉄兜など松井栄造の遺品に見入った。社務所前に出ると、献納された薄墨桜があり、松井栄造のためと書かれていた。この薄墨桜は、樹齢一千五百年の岐阜の薄墨桜の実生を育成したもの。奉納者は岐阜市鶴飼屋の遠藤健三で当時九十三歳。岐阜商野球部の初代後援会長であった。仲介したのは、元静岡三十四連隊の大垣市在住の犬飼英男。平成三年三月のことであった。

私が気になったのは、遠藤健三がなぜ護国神社の境内に薄墨桜を奉納したか、ということ。そこで後日、宮司に尋ねてみたが、「岐阜と関係あるから」、ということだけだった。「宇野千代の薄墨桜という小説を知っているか」と、もう一度訊ねてみたが、小説の存在さえ知らぬ様子。話は一方通行。松井栄造が尾崎一雄と交流していたので、もしや、と思ったのだが、これは私の思い過ごし。宇野千代のご主人は、尾崎行男だったからである。

この薄墨桜の周囲は砂利で固められていて、樹勢も弱い。看板の文字も薄れて、はなはだ存在が薄い。まるで戦争の語り部の記憶が薄れていくのと同じであった。

語り部の記憶も薄れ終戦忌

祖人

(二) 松井栄造の事蹟

松井栄造は、沢村栄治とともに太平洋戦争に散った野球人である。大正七年(1918)十一月十日、浜松市中区田町に生まれた。父は松井半次郎。母は多喜子。小学校三年生からボールを握り、昭和六年(1931)夏、全国少年野球大会で日本一となる。この松井をスカウトしたのが、建築家の遠藤健三。岐阜商野球部の後援会長をしていて、「栄造少年の大学卒業まで責任を持つ」と言って岐阜商へ行くように父・半次郎を説得した。栄造少年は浜松から岐阜へ転校し、昭和七年(1932)、岐阜商へ入学。すぐに野球部へ入部。子供がなかった遠藤夫妻は、栄造少年をたいへんかわいがっ

た。松井は二年生のとき春の選抜で明石を破り優勝。松井の左腕から繰り出される縦に落ちるカーブは「三尺」と呼ばれ、松井のあだ名となった。昭和十年(1935)春の選抜で愛知商と準決勝。これを雨天再試合の一点差で乗り切り、決勝もまた一点差で勝ち上がり、チームは一致結束して優勝。昭和十一年(1936)夏、東海大会で敗戦が続いていた岐阜商は東海大会を勝ち上がり、甲子園の決勝では強打の平安を一点に押さえて全国優勝。その後、昭和十二年(1937)四月、松井は早稲田へ進学した。秋季リーグの立教戦では、同点でマウンドを譲り受け、初陣で勝利を飾った。だが、無理がたたって肩を痛めた松井は、次シーズンから打者に転向。秋には作家の尾崎一雄と交流。昭和十五年(1940)六月、紀元二千六百年奉祝東亜競技大会の日本代表に選ばれた。その後も松井は華麗なプレーで学生野球ファンを魅了した。

(三) 戦争と野球

しかし、戦況は悪化。昭和十六年(1941)十月十六日公布された勅令により、同年十二月、松井は早稲田を繰上げ卒業し、藤倉電線に就職。そして、翌年二月一日、歩兵三十四連隊に入隊。同年五月、豊橋陸軍予備士官学校に入学。同年十月、同校を卒業。同年暮れ、松井は見習士官として中国にわたり、翌年明けて大別山作戦、四月に江南作戦に参加した。

だが、日々日本の敗戦は濃厚となり、昭和十七年(1942)十二月十八日、弟の松井紀司がガダルカナルで戦死。翌昭和十八年(1943)四月二十八日、東京大学連盟は文部省の指示により解散を決定した。

同年五月二十八日、松井は湖北省宜昌の西にある姚家坊付近で、小隊長として部下を指揮して突入。そして、その日の午後十時十分、銃弾を頭部に受けて戦死した。享年二十四歳だった。

(四) 遠藤道子の失踪

松井の戦死にひどくショックを受けたのは、遠藤健三の妻・道子だった。道子は、昭和十七年十一月十一日、陸軍士官学生だった甥を試験飛行中の事故で失っ

た。その悲しみに松井の死がさらに拍車をかけたのだ。思えば松井は、わが子も同然。道子は松井に会うと言って、靖国神社へよく出かけていた。昭和十九年（1945）十一月十一日、道子は法要で美濃町まで出かけ、浜松の松井家を訪問。松井の母に別れを告げ、そのまま姿を消した。

遠藤道子は和歌をたしなみ、球児たちの様子を
よろこびの言葉かくれぼうつむきて
涙ぐみをり少年松井は

炎天下の球を追ふ子のユニフォームに
お守り袋しかと縫ひつく
と遺稿集「川砂」に詠んでいる。

松井の戦死のあと、小野欣助が特攻訓練中に事故死。岐阜商の後輩で明大の加藤三郎と、岐阜商のショートを守った近藤清がともに神風特攻隊として戦死。早稲田の盟友・長良治雄も沖縄で戦死。相次いで球児たちは、戦争の犠牲になって行った。

「松井の身元を責任をもって引き受ける」と言った、遠藤健三の悲しみも深かった。昭和の終りの毎年八月十五日の甲子園球場には、正午のサイレンとともに祈りを捧げる、道藤健三の姿があった。

なお「甲子園記念館にも、松井栄造の遺品がある」という、宮司の弁であった。

（五）高校野球

私は、今年も草薙球場へ高校野球を観戦に行った。

炎天の中、ネット裏から準決勝の静高・常葉橘戦、決勝の静高・掛西戦に見入った。決勝での掛西のショートの守備が素晴らしかった。三遊間の打球を逆シングルで捕球し、倒れた体勢を立て直して、見事一塁に投球して間一髪でアウトにした。

幸い今の球児たちに忍び寄る戦争の足音はない。しかし、静高の応援団の旭日旗には、いつも不快を感じる。旭日旗は連合艦隊の軍旗だからだ。特に戦争と野球を考えた場合、もう少し熟慮すべきだとこの頃強く思う。何よりも旭日旗は海軍の精神的支柱であったのだから、安易にこれを振りかざすことは、海軍を冒瀆するものであり、二度と使ってはならない過去の軍隊の遺物だからである。何とか自重してもらいたいと、静高の応援団に反省を求めるものである。ちなみに私の祖父は、近衛兵として三十四連隊に所属していたことがあり、また父は兵曹として戦艦長門の操舵を握り、レイテ戦で反転して生き残った海軍軍人であったが、一切私には戦争のことを語らなかった。私は父が死んでから、長門が横付けされていた横須賀を訪れ、「海軍の碑」や「長門の碑」に合掌したことがある。戦争を知るものは、戦争を語らないし、語ろうとしなかったのだ。

護国神社の玉垣の一本に「近衛第三連隊」の銘があった。軍隊手帳を調べてみて、私は、祖父が第二中隊に所属していたこと知った。

おわり

替え歌 二篇

（静岡支部 高桐 正雄）

（元・湯の町エレジー）

伊豆の山々 連らなりて
その名も高き 天城山
あーあー 八町池
君と訪ねた 険しさを
思い出すたび むせびなく

（元・おーい中村君）

おーい 中村くん
ちょいと待ちたまえ
いかにピカピカが迎えに来て
急いで乗ることゝあるまいものを
昔馴染みの二人じゃないか
もっと生きよう
いいじゃないか 中村くん

世界遺産 富士山満喫の旅

(静岡支部 山本 隆)

静岡支部恒例の支部旅行は、今年は日帰りで富士山周辺を満喫する企画となりました（本当は東京宝塚劇場で静岡出身の明日海りおさんに声援送るつもりだったのですが、チケット人数分取れなく予定変更です）。富士山五合目からのハイキングが予定に含まれているため、例年以上に天候を気にしていたのですが、穏やかな天気となりホッとしました。まずは上々のスタートです。

最初の目的地、「白糸の滝」駐車場に到着し、バスを降りると9月とはいえ猛烈に暑く、汗をぬぐいながらマイナスイオンを浴びに歩き始めたところ、先に大迫力の「音止めの滝」が…。目線より少し高いところから落ちてくる大量の水とその音。非日常の世界に引きずり込まれます。そして売店通りを抜けて、更に足を進めると下方に世界遺産の「白糸の滝」が見えてきました。昨年整備が終わったとのことで、遠くからも近くからも見ることができ、様々な角度から楽しむことができました。階段を下りて滝に向かっていくと、どんどん涼しくなっていきます。駐車場と10度以上の温度差があったのではないのでしょうか？滝つぼから流れる水に誘われて、足を付けたり、顔を洗ったりしている方々。あちらこちらからにぎやかな笑い声が聞こえていました。そんな中、ちょっとお腹の出た厚生部長は、顔を洗う際にメガネを滝つぼに落としてしまったということでした（お腹がジャマで拾うのは諦めたようです）。



さて、次は世界遺産の人穴富士講遺跡の横を通り、「日本盲導犬協会 盲導犬の里 富士ハーネス」に到着です。

私は、自宅で黄色と黒のラブラドルを飼っていることもあり、個人的に一番楽しみにしていた見学場所です。「犬があちらこちらにわさわさしているのかな？子犬はいるのかな？」などと犬と遊べる期待をしていたのですが、ここは仕事をしている犬について見学するところでした。盲導犬の一生の面倒をみる日本で唯一の施設ということで、子犬、お仕事犬、引退犬とそれぞれの年齢・役割に適した部屋が設けられていました。

盲導犬デモンストレーションを見学する前に、静岡支部からとして、支部長のポケットマネーを含め寄付金をお渡ししました。その後は盲導犬啓発活動で活躍しているPR犬（ふれあい可能）の2匹と女性職員の方2名が盲導犬の仕事について説明しながら、実際に盲導犬はどんな働きができるのかを見学しました。うちの犬たちと比べると、やはりお仕事する子は顔つきが違い、キリッとしています。そして、とてもよく訓練されていて、指示に従い、人間を補助することができるのです。訓練では「褒めて、育てる」ことを大切にしていると聞き、普段言うことを聞かないと、怒ってばかりいる自分が恥ずかしくなりました。

厚生部長に無理やり手を挙げられ、同期の関根



さんとデモンストレーションのお手伝いをするようになったときです。PR犬が私に近づくと、足元を執拗にクンクンとします。ハンドラー役の職員さんが注意をするのですが、どうしても気になるようでした。私から犬のにおいがして、気が散ってしまったのですね。仕事の邪魔をして、ごめんなさい。

そして、いよいよ今回の旅行の山場、富士山五合目～

宝永山火口縁までの標高差90mのハイキングです。事前説明会を開催して、高地での服装などの注意点を学びハイキングに臨みました。

五合目到着後バスから降りると、寒い。なぜか、欧米系の方々はほとんど半袖だったのですが、それを横目に肉の薄いわれわれは登山用の格好に着替えていました。高地に慣れるため集合写真や準備運動で時間を掛けた後、3歳から70歳代まで総勢30名でスタートです。初めの坂は急な上に滑りやすく、最初の休憩所にたどり着くと、皆さんから弱気の声が聞こえてきました。Sの厚生部長より「最初の5分登った後は、ゆるやかな坂」だと聞いていたのですが、なかなかなかなか…。この上り坂ではリタイヤする方もではないかと心配でしたが、励まし合いながらゆっくりと坂道を登り切ることができ、まずは一安心。世界遺産の大宮・村山口登山道の横を通り、プリンスルートで宝永山火口縁に着いた時には宝永山頂が3秒くらいしか見られませんでした。雲の中でのおにぎりタイムは風情がありました。その後は、宝永山の火口縁の滑る坂道を無理せずになんとか無事に降下し、森林限界の森の中のハイキングコースをジグザグと進み、富士山五合目に戻ってきました。

さあ、次は最終目的地「御殿場時之栖」、お風呂・



講演・食事・噴水ショーと盛りだくさんの企画が待っています。

ハイキングの疲れもあり、バスの中で少し遅めの昼寝をしていると、あっという間に到着。ゆっくりお風呂に入って、登山の疲れを取ろうという予定だったのですが、あまり時間がなく、しかもちょうどサッカー合宿の皆さんとかち合ってしまう、もう鳥の行水状態。しかし、なんとか講演の時間に皆さん揃って、時之栖会長の庄司様の貴重なお話を拝聴することができました。「新しい道を切り拓く中でたくさん苦勞をされたこと。静岡のことを考え、行政と向き合う。」と庄司様が行ってきたことは行政書士と相通じるものだと思

いました。そのまま仲間とゆっくりホテル最上階（晴れていれば富士登山者の灯りを見てもらう予定だったのですが、残念！）で美味しいご飯を頂いた後、噴水ショーを見学しました。最高到達点70mになる噴水とライトによる幻想的なショーを約30分。と、一文にするとなんとも味気ないものになってしまいますが、筆舌にしがたい見事なショーです。気になった方は是非一度ご覧になることをお勧めいたします。

これですべてのスケジュールが終わり、帰路につき



ました。富士山が雲に隠れていたのが残念でしたが、私たちの住んでいる近くにこれだけ空気がお美しく、雄大な自然が広がっていることを改めて誇りに思い、感謝することができた旅行でした。

参加者の皆様の協力で楽しい思い出を作ることができました。ありがとうございました。



平成26年度官庁訪問及び大規模災害時支援協定調印式

平成26年10月14日

担 当 島田支部

訪問先 川根本町・島田市役所・島田警察署・島田土木事務所

参加者

本 会 月見里和夫、岩瀬喜臣、中山正道、五條義人、中里龍彦、奥山浩行、梅原勤一、鈴木芳雄、若杉利枝
島田支部 森 博士、横山信弘、松浦富雄、小野隆二、園田稔広

この度は官庁訪問を兼ね、川根本町と大規模災害時支援協定の調印式を行いました。

協定の締結は21番目です。

島田市は、島田市役所を皮切りに島田警察署及び島田土木事務所を訪問し、各機関の窓口での本人確認徹底のお願いをしました。

島田市役所に於いては、事前に下記の議題による行政懇談会の開催を申し入れ、実施された懇談会では窓口における本人確認と、本人確認の文言が追記された新しい窓口表示板の設置をして頂けるとの回答を頂きました。

また大規模災害時支援協定の細部については、行政書士会及び島田市双方に於いて支援が想定される具体的な事項を検討し、今後協議を重ね実効性のあるものとする事で懇談会を終了しました。

記

- ① 非行政書士排除の請願に基づく窓口での本人確認の徹底について
- ② 大規模災害時支援協定の細部の検討について



川根本町長と月見里副会長



島田市長を囲んで

社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部（コスモス静岡） 第3期定時総会が開催されました。

平成26年9月17日(水)午後3時00分より、静岡県総合社会福祉会館「シズウェル」101号室において、一般社団法人コスモスサポートセンター静岡県支部（以下、「コスモス静岡」という。）第3期定時総会が開催されました。



我妻和男 支部長

議事に先立ち、コスモス静岡 我妻和男 支部長は、コスモス静岡が設立され、まだ1年半の経過の中で正会員数が40人体制に至ったことに触れ、コスモス静岡を全面的に支援して頂いて

いる静岡県行政書士会に対し感謝を述べ、同時に正会員の行っている社会貢献活動（県内の各地域にある地域包括支援センター等への無償訪問事業）に対しても、謝意を表しました。

総会は、第2期事業経過報告、第2期収支決算報告と第3期事業計画案の可決後、第3期収支予算案についての審議に入りました。

特に来期の事業について、「広報スタッフの創設」と「三ブロック活動の拡充」を挙げ、その具体的な活動概要について説明がなされました。

審議の結果、満場一致で原案通り、承認可決されました。

三島支部の『広報月間』への取り組みについて

三島支部（瀬川宏支部長）では10年以上前から「広報月間無料相談所開設」について、地元コミュニティFM “VOICE CUE（ボイス・キュー）” にて案内告知をしてきました。

今年も10月7日から15日まで各番組内にて計10回の

告知をしております。

そして、今回初めての試みとして、瀬川支部長が10月14日16時からの生放送「Lounge Cue」内のコーナーに出演して、マイクを通して、行政書士の業務案内、静岡県行政書士会の社会貢献の取り組みと無料相談会開催を市民の皆さんへアピールしました。



高橋さんの質問に熱心に答える瀬川支部長



瀬川支部長とパーソナリティーの高橋亜矢さん

掲 示 板

広島県行政書士会への支援

平成26年 8 月28日 中国新聞

この度、平成26年 8 月19日からの局地的な豪雨によって引き起こされた大規模土砂災害により、広島市安佐南区及び安佐北区において、家屋の損壊が多数発生し、死者、行方不明者が70名を超える惨事となりました。

現在も懸命な救助活動が続けられており、また住宅被害や土砂災害のおそれがあるとして避難生活も続いています。

このような状況を踏まえ、静岡県行政書士会では「静岡県行政書士会自然災害基金規程」に基づき、50万円を支援金として広島会に送金します。

被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く安心した生活に戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。

■ 行政書士会が窓口

広島県行政書士会は「害の避難所など4カ所」を派遣。罹災証明書や被災者生活再建支援金等の申請などの相談に応じる。

29日から、広島土砂災害で行政サービス相談会を開く。9月末まで毎日午後1時～7時半、佐東公民館、梅林小【安佐南区】区役所、佐北小【安佐北区】可部小

会場は次の通り。



お知らせ

第19回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由
- 締 切……………平成26年12月10日
- サイズ……………キャビネ大又は2Lサイズかデータ（2MB未満jpeg）形式でも可。本会メールアドレスに添付メールでお送りください。多数の作品を送られる場合は6MBまで。

※応募作品は返却いたしません。

- 賞……………会長賞 1名、優秀賞 2名
入 賞 3名、佳作 4名

受賞作品については会報誌に掲載し、発表いたします。

尚、表彰式は定時総会にて行います。

人物撮影は本人の許諾のあるものを応募下さい。

送付先 静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館
写真コンクール係

E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp



P.Y. Nakamura

living room

「ロクジュウカラ」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

子供の頃から机に向かうのが苦手である。自分の机に向かうと落ち着かない。落ち着かないから、勉強とは違う方向に興味が向いてしまう。それでは、どこが落ち着くのか？子供の頃は、台所のテーブルであった。長じた今は、居間のテーブルである。何故このような場所が落ち着くのか自分でもわからない。とにかく集中できるのである。自分専用の机もあるのだが、ほとんど使ったことがなく、今は書籍やら雑誌がうずたかく積まれている。静かな環境のほうが集中できるという人が多いが、私は逆である。

居間にいればテレビの音声や家族の話す言葉も聞こえ、時には電話が掛かってくる。来客を告げるチャイムも鳴り雑音が入ってくる。しかし、私はこのような環境で原稿や研修会の資料を作成することが多い。新幹線の車中でもザワザワしていることから集中しやすい。今日は、久しぶりの休日で「会長コラム」の原稿を居間のテーブルで書いている。今月のテーマを絞り、いざ書き始めるとテレビのニュースが「ゴジュウカラが大量に繁殖し、稲刈り間近の水田に飛来し…」と伝えている。

不思議なことは、集中してパソコンに向かっているとき、家人が話しかけても一向に耳に入らないのに、このような情報は、頭に入ってくるのである。

さて、私の眼はそのゴジュウカラに釘付けになった。シジュウカラなら知っているけど、ゴジュウカラ？テレビに映るその姿はスズメぐらいの大きさの鳥である。シジュウカラは、子供の頃に“喉からお腹にかけて黒いネクタイをしているスズメと覚えたが、ゴジュウカラは？と早速調べてみる。

ゴジュウカラ＝スズメ目ゴジュウカラ科ゴジュウカラ属に分類される鳥類とある。やはりスズメの種類である。（参考までに、シジュウカラは、スズメ目シジュウカラ科シジュウカラ属である）

ゴジュウカラの特徴は、野鳥の中で唯一、木の幹に頭を下にして止まり、下に向かって歩いていくことができることだそうである。足に吸盤でもついているのかとも思う。しかし、それ以上シジュウカラとゴジュウカラの違いはよく判らない。（バードウォッチングをされるかたならすぐ判るであろうが）

“むずかしや どれが^{しじゅうから}四十雀 ^{ごじゅうから}五十雀”と小林一茶先生も詠まれている。

ましてや、雀の文字をなぜ“カラ”と読むのかはまったくもって解らない。そこで私の頭は、調査をあきらめ別の方向に向かう。シジュウカラ・ゴジュウカラがあるならば、サンジュウカラやロクジュウカラがあるのだろうか？

残念ながらそれは無かった。ロクジュウカラという雀があったら、齢60歳の私にとって“六十雀”をシンボルマークにして、60から（ロクジュウカラ）さらに頑張ろう！”と締め括りにしてこの会長コラムのオチにしようと思ったのだが、世間はそうは甘くない。

今夜は、琥珀色した“銀〇の雀”に一献傾けて、早く休むことにしよう。

平成26年10月1日



静岡県行政書士会ホームページ会長サロンと同時掲載

つぶやき

食欲の秋、何かと美味しいものが食卓にのぼる季節となりました。

原始の時代、食料が乏しく寒い、冬に備え、脂肪を溜め込む必要性があった名残から食欲旺盛になるこの時期ですが、ときどき、無性に何か特定のものを食べたいと感じることはないでしょうか？その様な衝動は、ある特定の栄養素が不足しているからかもしれません。

チョコレートを食べたいと感じている場合、マグネシウムが、脂っこいものを食べたいと感じている場合、カリウムが、コーヒーを飲みたいと感じている場合、鉄分が不足しているといわれています。

マグネシウム不足のときは、アーモンドやクルミなどのナッツ類を、カリウム不足のときは、芋類やアボガド、納豆などを、鉄分不足のときはレバーや海苔などを意識的に取ると良いようです。

食べるという行為は、その食物の命を頂く行為でもあります、食べすぎないように自分にとって必要なものを必要な分だけ、足るを知り、バランスよく頂きたいものですね。

秋のうたた寝

我が家の周りの田の畔や土手が深紅に染まっています。彼岸花（曼珠沙華）が満開です。根が毒性をもち、その毒が稲の根を侵食するモグラ退治に役立つと言ひ

伝えられています。花が咲く頃に葉がなく、葉は花が咲き終わってから出ることから「葉見ず、花見ず」とも言われます。子どもの頃は、何よりもその毒々しい色（白い花もあるようですが。）が怖くて嫌いでした。

しかし、最近、年のせいか？何故か？その妖しい色香こそ魅かれるようになりました。花言葉は、「情熱」「悲しい思い出」「想うはあなた一人」「また逢う日を楽しみに」… ひょっとして、近々思わぬ妖艶な！再会があるかも？？

小心亭愚図平

今年の夏は天候不順もあって、あっという間に終わってしまった印象がある。

駆け足で過ぎ去った夏が、私に『夏風邪』という置き土産をしていった。

お盆過ぎからこの原稿を執筆している9月中旬まで約一ヶ月間、この厄介者と付き合っている。

夏風邪は長引く…というが、未だに咳が出る。

もしや、デング熱？

などと疑って、掛かり付けの医者に診て貰うも（効きもしない）抗生物質を出すばかり。

「一人親方」の身としては、優雅に病氣療養が出来るわけでもなく、今日も咳き込む身体に鞭を打ち、市民のために頑張るのであった。

街の身近な法務アドバイザー

編集後記

「ご機嫌よう」が朝、NHK連続テレビ小説「花子とアン」から流れます。品の良い挨拶として大ブレイクしました。メールや手紙でご機嫌ようを使うと「観てますね」の反応が返ってきます。「花子とアン」主演の吉高由里子さんの周りを固めた男優も女優も皆素敵な人達ばかりのてんこ盛りで惹きつけられました。ドラマの中の登場人物もが自分というものを持って時代を生き抜いていたことにも惹きつけられました。

数年前、静岡支部の大先輩に「さようなら」と挨拶をしましたら「ご機嫌よう」が良いですよと教えて頂きそれからは必要に応じた場所で使っておりましたが、今ここまでブレイクするとは…。

投稿欄に佐藤会員が高校野球のことを書いております。異常気象の今夏、第96回全国高校野球選手権大会の開会式も2日間の順延となりました。全国3,917校の頂点は大阪桐蔭高校でした。静岡県大会の決勝、静高VS掛西、古豪同士ということで興味が湧き新しくなった草薙球場に足を運びました。1塁側内野スタンドから選手にエールを送りながらの観戦。筋書きのないドラマを堪能しました。ご存知のように甲子園キップは静高が。1塁側から見た3塁側「K A K E K Oー」の大應援団、統制がとれ素晴らしかった。次はどんなドラマが待っているのでしょうか。

10月は行政書士制度を広く知っていただくための広報月間。配布する広報物は情報誌Besideでお馴染みの「大工のゲンさん出世する！！」の挿絵を使ったA5版メモ帳となりました。広報委員会の自信作ではありますが、…さて皆様の評価は。

ご機嫌よう、さようなら。

スマホで切り取った夏模様

元広報部員の静岡支部のタッキー



最後の整列ー夏の終わリー



午前 4 時32分のデート



東京スカイツリー音頭！



山の100発花火大会



あなたの街の法律家

行政書士

行政書士は許可・登録申請・遺言や相続、
色々な契約・届出などの相談から
書類作成までサポートします。

モデル：女優/鈴木 ちなみ



日本行政書士会連合会・静岡県行政書士会 後援/総務省・静岡県

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

平成26年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士試験 平成26年11月9日(日)

一般財団法人 行政書士試験研究センター



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成26年10月31日